町の便り

発行所
愛媛県喜多郡
長濱町役場

印刷所　岸本印刷所
電話212番

榮光に輝く新長濱町の發足

川下六ヶ町村を打づて一丸とする大長浜町は、栄光に輝く新春を期し、茲に目出度く発足した。二万一千の人々は、今日から手に手をたずさえて、新しくも新しい町造りに挺身するのだ。

元旦の朝十時、本庁では町長職務執行者を首め新旧三役を中心に本庁勤務者並に教育委員会職員が一堂に会し、厳粛に開庁式を挙げ小野町長職務執行者より、別項の如き訓示があり、職員を代表して黒田主事より『本日の佳き日を選び記念すべき長浜町外五ヶ村の大同団結による大長浜町の発足を見ました事は慶賀に堪えない次第であります。

開町式にあたりまして最初の吏員としてその職を拝命いたしました事は誠に意義深きものがあります。

われわれは一層職務に精励してこの劃紀的事業が完成するよう二万人の幸仕者として、町民の為め努力することを宣誓いたします。

昭和三十年一月一日
長浜町職員代表
黒田英男

と力強く宣誓、喜多地方事務所長の祝辞があつて閉式記念撮影を終へて、ささやかな祝宴が張られた。

之と時を同じふして各支所でも同様の式典が設けられ、訓示は夫々支所長が代読、何れも新しい意気に燃へ、新町育成の決意を固うしたのであつた。

次に新町の陣容についてお知らせします。

◇長濱町役場の陣営

町長職務執行者小野三郎
町長職務執行者　代理者　清水　遠
収入役職務執行者　大野高吉
総務課長
税務〃
戸籍〃　事務取扱　丸山米三郎
經済課長
社会〃
保険衛生〃　事務取扱　黒田英男
土木港湾課長事務取扱　清水　遠
出納室長　大野高吉
喜多灘支所長心得久保正洲
櫛生支所長　酒井親
出海支所長　〃　畑山鶴夫
大和支所長　〃　増田晴茂
白滝支所長　〃　土居孝童

◇長濱町選挙管理委員會

委員長　久保正洲
委員　土居孝童
〃　生田暢傭
書記長　岩城荘三

◇長濱町教育委員會

委員長　松田爾生
委員　小野善三
〃　伊藤清一
〃　石川鐵四郎
〃　河井八十一
〃　矢野巽男
〃　中島義雪

新町の發足に當りて

長浜町長職務執行者
小野三郎

坤輿一転して万象新なる昭和三十年年頭の佳日に当り大長浜町の発足開庁式を挙行致しますことは新町民と共に誠に慶賀に堪えない所であります。

顧みますれば当長浜町は昨春以来関係六ヶ町村に於て合併の議が進められ会を重ねる事数十回この間幾多の難関にも遭遇したのでありますが遂に合併が実現致しました事は促進委員の積極的努力と関係町村民の協力によるものであると信ずるものであります。

新しく発足する長浜町は人口二万四百七十一人大洲市南久米の山中にその源を発し遠く東宇和を経て郡内を屈曲迂回し幾多の支流を合せ洋々として瀬戸内海に注ぐ肱川の下流地域並に周辺の海岸線添いに位置し面積七三、八五平方粁に及ぶ広域を有しておりまして、喜多郡のみならず東宇和郡上浮穴郡伊豫郡等に亘る後方地域の海の門戸であり商工の町であると同時に農林漁業を兼ね備えた農林産の町でもありまして、その立町の目標とするところ旧長浜町に於ける商工等を主軸とする財政力と、周辺農村の農林水産業を主体とする堅実なる生産力とを結合し以て産業の開発と文化の向上を期し且つ人工と自然に恵まれた環境を生かし観光施設の充実発展を理想とし、以て町民の幸福を増進しようとして居ります

諸君は此の長浜町に職を奉ぜられ将来の長浜町発展の一翼を負つて居られるのでありますが、その職に携わる以上あく迄も町民のよき公僕として終始一貫町政の発展と町民の幸福の為め全身全霊を捧げられ、折角町民の期待に添われるよう切に希望してやみません。

私は種々なる行がかりから長浜町長職務執行者に選任せられたのでありますが素より微力短才加ふるにや老眼でありましてその任に耐え得るや否や甚心配して居りますが、御引受けした以上例え短期の間と雖も誠心誠意全力を尽して町政の円満なる運営を図りたいと存ずる次第であります何といつても発足当初の事でもありいろ〳〵困難な事態もある事かと存じますが皆様の格別の御支援と御協力を得如何なる困難をも突破して町政を軌道に乗せて行きたいと存じて居ります。

以上聊か所感を述べて諸君の奮起を切望致しまして御挨拶と致します。

選挙問答

【問】今年は色々な選挙が輻湊して行われますが、その中で愛媛県知事、長浜町長長浜町議会議員の選挙の告示及び、選挙の期日はどうなつておりますか。

【答】お問の件は次の通りであります

選挙告示の日
愛媛県知事　一月四日
長浜町長　一月十六日
長浜町議会議員
一月二十一日

選挙の期日（投票日）
愛媛県知事　一月三十日
長浜町長　二月一日
長浜町議会議員
二月五日

時間は何れも午前七時から午後六時までです

【問】町村合併の結果選挙の区域方法等が変つたのではありませんか

【答】投票所の名称は変更になりますが選挙の区域方法はちつとも変更はありません唯町議会の議員の選挙は小選挙区が設けられますので合併前の区域と同じ区域で行われますが投票の方法には変更がありません、因みに小選挙区による区域と定数を申上げますと次の通りであります。

第一選挙区
旧長浜町の区域　十人
第二選挙区
旧喜多灘村の区域三人
第三選挙区
旧櫛生村の区域　四人
第四選挙区
旧出海村の区域　三人
第五選挙区
旧大和村の区域　五人
第六選挙区
旧白滝村の区域　五人

【問】こんなに選挙が重なると選挙人が間違いやすいと思いますが

【答】お説の通りですがこのため選挙管理委員会としても留意いたしまして入場券投票用紙等の文字を色分けしておりますから皆様も間違いのないように特に御注意をお願い致します

色分けは次の通りであります

知事選挙　黒色
町長〃　赤色
町議会議員　青色

【問】選挙権があるのに選挙人名簿にのつていなかつたり昨年の九月十五日現在で未だ年令や住所の要件が備つていなかつたもので現在その要件が備つているものは今度の選挙には投票が出来ませんか

【答】左記により補充選挙人名簿を調製することになつておりますから問いに該当せられる方は必ず申請をして補充選挙人名簿に登載するようにして下さい、そうすれば投票が出来ますが補充選挙人名簿は申請がなければ登載することが出来ないことになつております。

申請用紙は本庁及び支所に準備しており本庁は元の本庁管内支所は元の旧村の管内の分を取扱つております

記

一、知事の選挙

基本選挙人名簿に登載されていない者であつて

昭和十年一月六日以前に出生し昭和二十九年十月六日以前から引続き本町（新長浜町）内に住所を有している者及び基本選本人名簿に登載すべきものであつて脱漏していた者

登録申請期間
昭和三十年一月五日から同年一月十一日まで

二、町長及び町議会議員選挙

基本選挙人名簿に登載されていない者及び前段の補充選挙人名簿に登載されていない者であつて、

昭和十年一月十三日以前に出生し昭和二十九年十月十三日以前から引継き本町（新長浜町）内に住所を有している者

登録申請期間
昭和三十年一月十二日から同年一月十六日まで

尚基本選挙人名簿に登載されている者でも地方選挙においては他市町村に住所を移した者は当町では選挙権がなくなります

【問】以前の選挙では病人等が自宅で投票することが出来たのですが今はどうなつておりますか。

【答】法が改正されまして自宅で投票することは出来なくなりました。

法第四九条に規定されております。

不在者投票の出来るのは左の場合であつて必ず不在者投票管理者の管理する投票記載場所で行うことになつておりますが、それには証明書等の手續を要しますし不在者投票の出来る期間は選挙告示のあつた日から選挙期日の前日まででありますから詳細は本庁の選挙管理委員会又は支所でお問合せ下さい。

記

一、選挙人が郡市の区域外において職務又は業務に従事中であるべきこと

二、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

其の他は病院の病人監獄若しくは少年院に收容中の者又は交通至難の島に滞在中等がありますが余り該当ありませんから該当者はお問合せを願います。

尚不在者投票の取扱いは本庁では全区域支所では各旧村の区域に限り取扱うことになつております。

選挙運動關係

【問】選挙運動は何時から…何時まで出来ますか

【答】選挙運動は立候補屆出をした日から選挙の前日まで行うことが出来ますがそれより前には如何なる方法をもつてしても選挙運動は出来ません。

立候補屆出前の選挙運動は事前運動として禁止されております

【問】選挙運動とはどんな行為を謂うのですか

【答】選挙運動とは「特定の選挙につき特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために直接又は間接に必要且つ有利な一切の行為」であつて即ち

①選挙が特定しており（何々選挙ということが判明出来ればよい）

②候補者が特定しており（特定は単数を意味しない）

③当選を目的とするものであり

④投票を得又は得させるために直接又は間接必要且つ有利な一切の行為

であります、事前運動類似行為との限界は紙一重であつて裁判所の判決をまたねばわからないものもありますから注意を要します。

【問】選挙運動をするには屆出を要しますか

答　選挙運動従事者の届出はいりませんが、管理委員会の発行する腕章をつけていなければなりませんその数は十五以内であります。

問　選挙運動について届出を要する事なものは何んでしょう。

答　出納責任者（候補者がなつてもよい）を屆出ねばなりません

変更のあつた場合も必要です。尚選挙事務所の設置又は変更届ポスター（タプロイド型百枚以内）の検印を受けねばなりません。

其の他は選挙運動費用の收支の屆出を要します

【問】選挙運動で禁止されている事なものはどんなことでせう

【答】禁止されている行為は次のようなものです

一、事前運動

二、選挙事務所一ヶ所以外の休憩所その他これに類似する設備

三、選挙事務関係者の運動

四、特定の公務員の運動

五、教育者の地位利用の運動

六、未成年者の運動

七、戸別訪問

八、署名運動

九、飲食物の提供（湯茶はこの限りでない）

十、気勢を張る行為

十一、自動車拡声機及び船舶の使用

但し町長及び町議会議員の選挙には拡声機一揃のみを許されている（管理委員会の証明を要すると共に表示をしておかねばならない）のみであるので自動車上の使用連呼等は出来ないことになる。

運搬用の自動車は関係がないが選挙費用に制限がある

十二、文書図画の頒布

但し選挙の種類によつて制限して許されているが町長町議の選挙においては一切許されていないが文書図書の掲示は次のように制限して許されている。

記

1選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター立札ちようちん及び看板の類（立札看板の類の大きさは縦二七三糎横七三糎以内ちようちんは一個とし高さ八五糎直經四五糎以内）

2候補者一人につき百板以内の検印を受けたポスター（長さ四一糎巾二八糎以内）

但しポスターの掲示箇所に制限がある国地方公共団体、日本国有鐵道、日本專売公社、日本電信電話公社が所有又は管理するものには掲示出来ないが電柱、樋りよう、公営住宅は別である。

十三、文書図書の頒布又は掲示につき禁止を命かれる行為

【問】今度の国会で公職選挙法が色々改正されたようですが

【答】今度の改正は大体三月以降の選挙から適用されることになつており今度の衆議院議員の選挙から適用されますので現在では改正前の法律で行われています

【問】立会演説についてお伺いします

【答】候補者の立会演説会には義務制と任意制とがありまして県の選挙以上は義務制になつており、その他は任意制になつておりますが任意制の立会演説会は町の条例で定めなければなりません

現在町長選選の立会演説会を行うことになりますが町議の方は委員会としては行いません、今度の知事候補の立会演説会は次の通り行われますから克く聴いて選んで下さい

日時　一月二十七日
午後六時三十分
場所　長浜高等学校講堂

その他選挙運動について気付いたことを申しますと次の通りであります

一、選選当日は投票所の入口から三町以外の区域でなければ選挙事務所を設けることは出来ないから三町以内にある事務所は選挙事務所廃止届を提出しなければならない。

二、ポスターを掲示する場合は所有者又は管理者の承諾を得ねばならない

三、選挙の当日には投票所の入口から一丁以内にあるポスターは徹去しなければならない。選挙管理委員会においては前日に徹去することが出来る

四、ポスターにはその表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければならない、選挙管理委員会の検印を要することは勿論である

五、県教育委員以上即ち知事の選挙には選挙公報が発行せられる

六、買收及び利害誘導選挙の自由妨害等は厳に禁止されていることは勿論である。

七、何人も立会演説が開催される当日にはその会場から三町以内の区域においては選挙運動のためにする演説会及び街頭演説をすることは出来ない

八、何人も午後六時から翌日午前六時までの間は街頭演説又は連呼行為をすることは出来ない

九、其の他御質疑のある向きは選挙箱理委員会にお問合せ下さい

× × × ×
× × × ×

一月三十日は知事選挙
二月一日は町長選挙
二月五日は
町議會議員選挙

投票は午前七時から午後六時まで
あなたも、私も、君も、僕も、みんなそろつて投票しませう
長濱町選挙管理委員會

俳壇

出石吟社

長浜　久保舟人

冬雨や売りし我血を顧みる
〃　井上蕪風

べる鳴つている車窓にザボン漬を買う
〃　島上礁波

対岸に人働ける懐手
〃　島上肱舟

手袋に笛持ち交通巡査たり
愛大　藤岡伯東

手袋を外し合ふ手が牛値組
長浜　高左木芳

就職の子の送り来し朱欒哉
〃　山本溯舟

火葬場の裏に池あり末枯る
〃　西村朗月

海鼠食ふ人歯鳴らして父健在
〃　菊地萍雨

切干大根干されし莚新しく
〃　岡崎素岳

山門に佇てば落葉の降りにけり

舊長濱町閉町式

十二月二十八日午前十時高等学校講堂に於て、六十有四年の歴史にピリオドを打つ閉町式が挙行された

国歌齋唱の後、自治功労者として現三役、現議員、旧三役、永年勤續旧議員、公職通算十五年以上の八々五十七名に対し矢々感謝状及び記念品が贈られ、次いで町議町吏員、監査委員、教育委員、農業委員等に対する記念品の伝達があり、別項の如き末永町長の式辞が述べられ、満野議長はその、貧生活二十八年を回顧し、長浜町発展の歴史を詳らかにし、今後益々隆昌を期せと力強い挨拶を終り、来賓として池川総務課長、藤井町村会長の挨拶、黒田直保氏の元町長としての述懐があつて式を閉ぢ、ささやかな小宴を張つて記念すべき行事を終つた。

閉町式辞

師走のあわただしい中を多数御参集頂きまして感謝に堪へません。

思いますれば、明治二十三年町村制実施と共に誕生致しました我が長浜町も、後数日を以つて六十四年の歴史を閉じ、新生大長浜町として新発足することになりました。本日この席にお集りの方々は町制実施以来この町を育てゝ来られ、或は現在の此の町の政治を推進して頂いてゐる方々のみでありまして何方も感慨無量なるものがあらうと存ずるのであります。

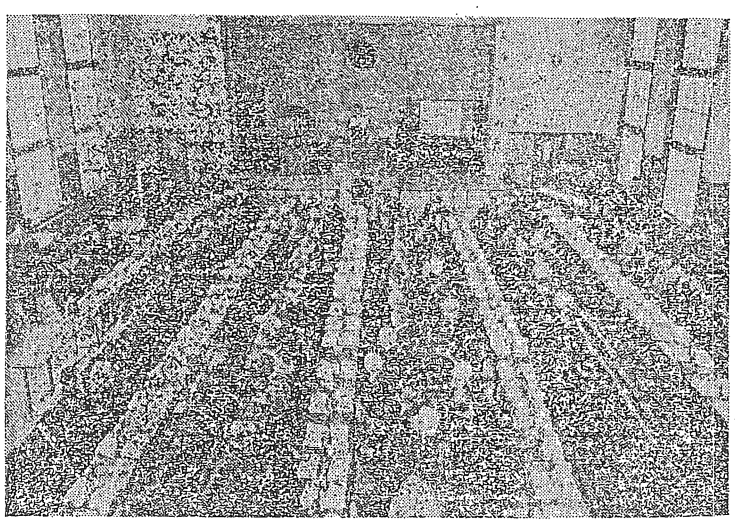

初代町長松井健三氏より数えて二代清水、三代松井四代西村五代末永六代黒田、と諸先輩を経て、不肖その驥尾に附して非才微力に鞭打ちつつ今日に至つておりますが、茲に発展的解消とは云え、一応町を閉ずると云ふ事実に対しましては、理論を超えた、一抹の哀感なきを得ないので御座います。

顧みますに、この六十年間の我が国の推移は、寔にめまぐるしいものがあり、昭和の初頭迄、隆々として躍進の一途を辿つて参つたのでありますが、大東亜戦に於て一敗目に塗れ之を契機に、未曾有の困難に直面致したので御座います。未だ曾つて斯かる体験を持ち合わさぬ我国と致しましては、内外共にその向ふところを誤り、政府も国民も虚脱状態に陥り、人心はそのよる処を失ひ政治は空転し財政は逼迫致しまして、混沌たる様相を示して参つたのでありました。今日では国民斉しく漸くこの無夢より覚めて、国家再建の為に力強い歩みを續けつゝあるのでありますが、国の再建は先づその細胞であるところの地方町村の再編成に負ふ所大なりとの結論の下に昨年九月町村合併促進法を公布、町の適正規模を明確に示し、之に依る合理的な地方自治体の運営が強力に要請されるに至つたのであります。

茲に於て当町と致しましては逸早く町内各位の御意嚮を承り、この国策に順応し遠かに県の打出す線に協力して合併の促進を図らんとする熱意を結集、早くも二月十二日には長浜町合併促進委員会を構成、着々準備を整え、八月二十六日には周辺関係町村即ち長浜町喜多灘村、櫛生村、出海村、大和村及び白滝村を打つて一丸とする合併促進協議会の結成が成り、爾来町自体の委員会のみで十七回、協議会関係では全体及び小委員会並に連結会等を通算すれば優に六十四回の会合を重ね去る十二月十日、終に六ヶ町村合併の町村議会の議決を見たので御座います。思へば永い試錬の幾月かでありました。その間しばしば難局に直面し、時には分烈の危機にさへもさらされたこともあつたのでありますが、賢明にして寛容なる町村民各位の御支持と御激励とに依り、兎も角も大同団結の金字塔を打建て得たので御座います。

今日我が国に与へられた課題の最たるものは、平和を基調とする文化国家の建設と、明朗堅実な福祉社会の具現と云ふ二つのものであると思ふのであります。之を達成する為の要素と致しましては種々あるでありませうが、その中の最も大きなものは和と愛との結合であると存ずるので御座います。

今次合併する六ヶ町村におきましても、境を接し、風習を同じうする地方的なつながりがあつたとは申しながら、合併頭初にありましては種々な厄介な問題が起るのではないかと想像されます。

之を乗り越え之を克服するものは、結局大いなる和の精神と豊かなる愛情との結び付であらねばならぬと思います。

幸にしてこの合併の中心的地位を保つ我が長浜町の皆様が、過去においてこの崇高な精神を発揮して頂きましたことを想ひ回らしまして感懐一入なるものが御座います。

今後におきましても皆様方のこの温容と大抱擁力とを以つて新しく構成されます大長浜町の為に、和衷協同以つて文化国家建設福祉社会確立への母体として御尽瘁賜らんことを懇願するもので御座います。

今将に大いなる希望を以つて生れ出でんとする這しさ生命の躍動を感じつゝ栄光に満ちた六十四年の歴史を閉づる式典を壮行するに当り満堂御列席の諸賢に対し且つはその功業を称へ、且つはその御労苦をお稿らひ申上げ、併せて、各位と共に新町の彌栄を希念致しまして式辞と致します。

（写真は閉町式の模様）

中學校上棟式

三階鐵筋コンクリート造りの偉容を誇る長浜中学校は、施工者一宮工務店の懸命な努力に依り、去る十二月二十九日全部の打込みを完了、三十日上棟式を挙行した。

本工事は当初順調に進捗してゐたが十二号、十五号の台風に見舞はれ、而も十五号では、コンクリートタワーが倒壊し、足場はけしとぶと云ふ大被害を蒙つたのである。

其の後極力そのズレを徹回するべく拍車をかけ、総三階年内打上げを目指して突貫、夜業も續けての奮闘で終にこの成功を見たのである。

目下内部構造を急いでゐるが、たとえ一月でも新しい校舎で勉強させて、今の三年生を卒業させてやりたいと云ふ願ひは、すべての関係者の共通のものであり、ましてや生徒保護者の心中を察するとき、是非この願ひは達成させねばならぬことゝして頑張つてゐるので二月末には全生徒を収容し得る見通しである。

思へば新学制が布かれて以来、敗地難の為校舎の新築がおくれ、その間は小学校々舎での二部教授、更に第一期工事の竣工後も沖浦公民館との分断収容、二期工事に依り漸く一本立てとなり初めて正常な教育が出来、やれ〳〵と思つたのも束の間で二十八年の年末に類焼の災に遭ひ、元の黙阿弥に舞ひ戻つたのである。

爾来町財政困難な中を、文字通り百年の大計を志しこの事業完遂の為に猛進して来たのであつた。

然るに之が財源の欠陥を生じたことに対し、時恰も合併の時期を迎え、自然首長の選挙を伴ふ関係上、町民の中にも之を政争の具に供せんとする者があることは実に遺憾千万である。

この財源欠陥は決して無計画に依り生じたものではない。中央から二百万円追加の報に接し更に又、「補助金は必ず取ります」と確約され、県教委も亦その線に副ふて努力してくれたのが、国の財政引締めのアフリを喰つてその二つともが実現しなかつたところに原因がある。

これに依つて生じた赤字五百七十万円は勿論町財政を圧迫するものではあるがさりとて之に堪へ得ない程の窮地に陥ることは明らかである。

今はたとえ苦しくとも、この施設が今後百年、本町中等教育の上に果すべき大いなる力を思ふとき、町民は挙げて之を支援して然るべきであると思ふ。

選挙は公共罪をつくる。

聖なる教育のことさらてが、そうした渦中に巻込まれる如き低劣さから速かに脱皮したいものである。

（写真は校舎の全景）

☆　☆　☆　☆　☆

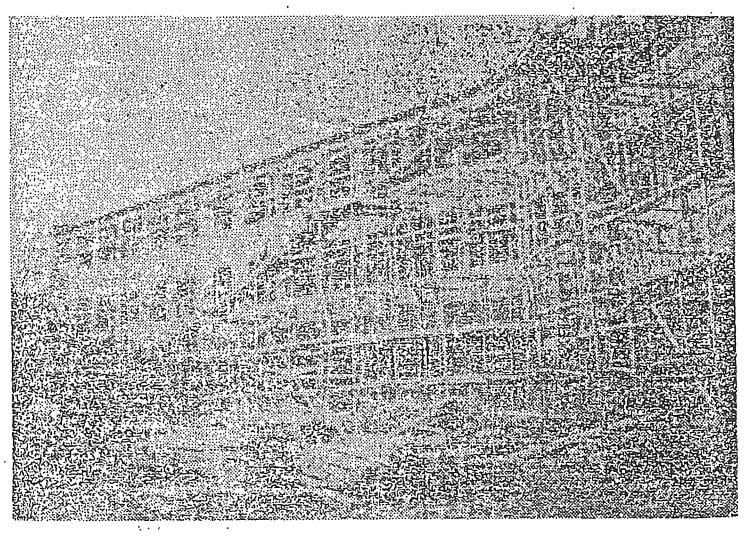

農協再建に明るい見通し

久しくマヒ状態を續けて来た長浜町農協も、關係者の熱意が漸く実を結ばんとしている。

ここに至るまでには幾多の変遷があり、一時は再起不能を伝えられたこともあつたが、今般次の様な申合せが取決められ、更に定款の変更も行ひ、役員就任方を町内有力者に懇請、大体内諾を得た模様で、近く再建に対する具体案を検討する為の会議が持たれる豫定である。

◎組合再建申合せ

長浜町農業協同組合を再建整備する目的を以つて左記事項を申合せ之を実施する

記

一、組合員の権利義務は平等とする。

二、昭和三十年　月　日以前の缺損は旧役員の責任とし之を保証する

但し組合の運営が安定した場合は総会の承認を得て逐次この欠損を補塡するものとする

三、昭和三十年　月　日までの旧貯金は理事会の承認するまで出資豫約貯金とする

四、前各号並に之に関聯して生ずる事項に対しては再建後の理事会の承認するまで組合員は画議を申立てないものとする。

◎定款變更事項

一、役員選任条件の改正

二、出資金一口弐百円を千円に改正

三、役員定数の改正

四、其の他関係事項

◎推選役員名（いろは順）

井上喜重郎　富永荘三郎
大西秀明　小野季広
村上一郎　浦上愛明
黒川時谷　黒田直保
松田彌生　藤沢梅太郎
赤穂直城　満野政栄
島田文吉　末永芳朗

投票する順序

▽入場券

（知事は黒、町長は赤、町議は青）

をもつて投票所に
おいで下さい

▽あなたの投票所は入場券に
書いてあります

投票所では

1　受附へ入場券をお出し下さい受附では受附者の印を捺かしるしをしてお返しします

2　次に名簿對照係へ入場券をお示し下さい名簿對照係はあなたのお名前をおききしますからはつきりお答え下さい

3　次に投票用紙は交付係で投票用紙を受け取つて定められた投票記載所で候補者の氏名を一人書いて投票箱に必ず入れて帰つて下さい

4　字の書けない人点字投票をする人は御申出で下さい

十二月の會と催し

三一　町合併委員会
〃二　合併全体会議
〃四　教育委員会
〃七　合併全体会議
〃八　經済委員会
〃九　町合併促進委員会
〃一〇　定例町議会
〃二　合併関係町村助役会
〃三　川下区青年団幹部会
〃四　川下区民生委員会
〃一六　戸籍事務打合会
〃一六　合併総務委員会
〃　合併教育委員会
〃一七　農協再建特別委員会
〃一八　經済委員会
〃一九　選挙管理委員会
〃二二　定例町議会
〃二三　合併関係町村選挙管理委員会
〃　合併関係町村助役会
〃二三　合大関庶町村教育委員会
〃二三　総務委員会
〃二六　合併総務委員会
〃　町教育委員会
〃　川下区青年団連合会
〃　結成式
〃二八　閉町式
〃三〇　総務委員会

戸籍

（十二月中届出分）

▽出生

今井良左衛門長男一司
増田長光　四男健司
李末龍　四男龍徳
矢野繁利　長男省三
高崎義広　三女早苗
竹内辻市　四男義尚
村木益友　二女美鈴
藤井芳久　三女千恵
上川忠雄　長女恵
西岡幸蔵　長男平
西崎明　二男満
和田尋夫　長男英侍
谷口重男　三男博司
河内藤朗　二男睦文
山下鎮市　五女恵子

▽死亡

清家スゲル
西本磯吉
安田齊
石田熊太郎
上田キミヨ
泉伝市
吉岡利雄